## 鳥取県告示第134号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において 準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 境港ショッピングスクエア パティオ 境港市元町1825
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称

変更前 境港やよいデパート

変更後 境港ショッピングスクエア パティオ

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名変更前 株式会社サンマート和光 米子市東福原六丁目12-40 代表取締役 梅林哲朗有限会社梅林商店 米子市東福原六丁目12-40 代表取締役 梅林哲朗有限会社シューズ・ウチムラ 米子市中島二丁目2-50 代表取締役 内村正己有限会社モリワキ 米子市東福原五丁目3-41 代表取締役 森脇賢太郎株式会社ナガタ 米子市角盤町一丁目168 代表取締役 長田孝道有限会社グルメ食品 米子市角盤町一丁目168 代表取締役 山下幸福有限会社京屋呉服店 米子市角盤町三丁目5 代表取締役 安岡菊枝株式会社やよい 米子市角盤町一丁目168 代表取締役 内村正己

変更後 株式会社サンマート和光 米子市東福原六丁目12-40 代表取締役 梅林哲朗 有限会社梅林商店 米子市東福原六丁目12-40 代表取締役 梅林哲朗 東洋食品株式会社 福岡県北九州市門司区黄金町6-28 代表取締役 岡野正則

- 3 変更年月日 平成15年9月1日
- 4 変更する理由

小売業者の変更に伴い、お客様のニーズに対応した名称に変更する。

- 5 届出年月日
  - 平成22年2月24日
- 6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書

- 7 縦覧に供する期間
  - 平成22年3月19日から4月間
- 8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市糀町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

境港市上道町3000

境港市産業環境部商工農政課

## 9 意見書の提出

境港市の区域内に居住する者、境港市において事業活動を行う者、境港市の区域をその地区とする商工会議所その他の境港市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。